

# 教員免許更新制マニュアル

## 【旧免許状編】

平成28年4月

福岡県教育委員会



# 目次

## I 概要

1 はじめに	1
2 免許状の有効期間（旧免許状の場合）	
（1）修了確認期限	2
（2）免許状の失効	5
3 免許状更新講習	
（1）受講対象者	7
（2）更新の受講対象者であることの証明	8
（3）更新講習受講の流れ	10
（4）更新講習受講上の注意点	11
4 更新講習の受講免除の認定	13
5 修了確認期限の延期	
（1）修了確認期限の延期事由	15
（2）延期が認められる期間	16
（3）修了確認期限の延期の主なパターン	17
6 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認	21

## II 手続

手続把握のためのフローチャート	23
【A】平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を 持っている教諭、助教諭、講師の方々へ	24
【B】平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を 持っている養護教諭、養護助教諭の方々へ	29
【C】平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を 持っている栄養教諭、学校栄養職員の方々へ	33
【D】平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を 持っている校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育委員会事 務局職員等の方々へ	41
【E】平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を 持っているがA～Dに該当しない方々（実習助手、寄宿舍指導員、養 護職員等）へ	43

## III 申請

1 各種申請の流れ	50
2 申請の方法	51
3 申請書類	52
4 申請後の各種証明書の本人への通知方法	53
〈資料〉申請書類・記入例	54



# I 概 要

## 1 はじめに

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から導入された教員免許更新制の最も基本的なポイントは次の4つです。

- ① 更新制の目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることである。
- ② 平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に10年間の有効期間が付される。
- ③ 2年間で30時間以上の免許状更新講習の受講・修了が必要となる。
- ④ 平成21年3月31日以前の免許状取得者にも、更新制の基本的な枠組みを適用する。

以下、本マニュアルにおいては、次のとおり「新免許状」「旧免許状」の用語を使用します。

「新免許状」＝平成21年4月1日以降（更新制導入後）に授与される免許状  
「旧免許状」＝平成21年3月31日以前（更新制導入前）に授与された免許状  
（平成21年3月31日以前に授与された免許状所持者に平成21年4月1日以降に授与された免許状を含む。）

### ◇「旧免許状」を所持する方の基本的なポイント

- 免許状に有効期間は付されないが、一人一人に「修了確認期限」が設定される。
- 講習の受講義務がある者については、修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間に、30時間の免許状更新講習を受講し、「更新講習修了確認」の手続を行う。
- 免許管理者（都道府県教育委員会）から更新講習修了確認を受けなかった場合、免許状は失効する。
- 講習受講の免除を受ける者も、この2年間に免除認定の申請手続を行う。
- 修了確認期限を延期する者は、修了確認期限の2ヶ月前までに申請手続を行う。

## 2 免許状の有効期間（旧免許状の場合）

### （1）修了確認期限

平成21年3月31日以前に授与された普通免許状又は特別免許状を有する者の免許状には、引き続き有効期間の定めがありません。したがって、平成21年4月1日以後に、旧免許状所持者に新たに授与される免許状についても、有効期間は付されず、すべて「旧免許状」扱いとなります。

ただし、現職教員等の「免許状更新講習の受講義務がある者」（→下記資料1）が、最初の修了確認期限（→p3表1、2参照）までに更新講習の修了確認を受けなかった場合には、免許状はその効力を失います。

また、講習の受講義務がない者（実習助手、寄宿舎指導員、ペーパーティーチャー等）は、免許状が失効することはありませんが、修了確認期限までに講習を受講しなければ、修了確認期限後は教育職員になることができません。（→p21）

#### 資料1 免許状更新講習の受講義務がある者

- ① 教育職員（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（非常勤講師を含む。））
- ② 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭
- ③ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者（→③に掲げる事務に従事する者のうち、県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者）
- ④ 地方公共団体の職員又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校を設置する国立大学法人又は学校法人の役員若しくは職員で、③の者に準ずる者として免許管理者が定める者  
（→○県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者で、任命権者の要請に応じ、県教育委員会等又は県内公立学校から引き続き福岡県又は福岡県内の市町村の職員として在職している者  
○県内の学校を設置する学校法人の理事）
- ⑤ その他文部科学大臣が別に定める者  
（→文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち学校教育等に係る専門的な指導助言を行っている者等）

なお、「更新講習の免除の認定」又は「修了確認期限の延期」については、上記の「免許状更新講習の受講義務がある者」しか行うことができません。

したがって、実習助手、寄宿舎指導員等は、更新講習を受講できる者（→p7資料2）ではありますが、受講義務はないため、免除や延期の手続を行うことができません。

旧免許状所持者に割り振られる「修了確認期限」は次のとおりです。

## 表1 栄養教諭免許状以外の免許状を所持している場合

(栄養教諭免許状を所持していない場合)

	生年月日	最初の修了確認期限	更新講習受講期間/申請期間	→	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年実施の予備講習受講により 受講義務の一部又は全部が免除可能)	→	平成33年3月31日
	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日				
	昭和50年4月2日～昭和51年4月1日				
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	→	平成34年3月31日
	昭和41年4月2日～昭和42年4月1日				
	昭和51年4月2日～昭和52年4月1日				
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	→	平成35年3月31日
	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日				
	昭和52年4月2日～昭和53年4月1日				
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	→	平成36年3月31日
	昭和43年4月2日～昭和44年4月1日				
	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日				
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	→	平成37年3月31日
	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日				
	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日				
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	→	平成38年3月31日
	昭和45年4月2日～昭和46年4月1日				
	昭和55年4月2日～昭和56年4月1日				
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	→	平成39年3月31日
	昭和46年4月2日～昭和47年4月1日				
	昭和56年4月2日～昭和57年4月1日				
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	→	平成40年3月31日
	昭和47年4月2日～昭和48年4月1日				
	昭和57年4月2日～昭和58年4月1日				
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	→	平成41年3月31日
	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日				
	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日				
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	→	平成42年3月31日
	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日				
	昭和59年4月2日～				

※生年月日が昭和30年4月1日以前の方(ただし、栄養教諭免許状を有する者を除く。)

は、初回の修了確認期限が割り振られないため、更新講習を受講する必要はなく、所持する免許状は何の手続きも要せず生涯有効です。

## 表2 栄養教諭免許状を所持している場合

(例. 栄養教諭免許状を有する教諭等)

	免許状の授与日	最初の修了確認期限	更新講習受講期間/申請期間	→	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の 普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日	→	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日	→	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日	→	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日	→	平成41年3月31日



※ 栄養教諭免許状を所持する方へ ― 表1, 2に関する注意事項 ―

表2に該当する栄養教諭の免許状(平成21年3月31日までに授与されたもの)と、それ以外の免許状の両方を有している場合は、表2の整理に従い受講してください。

しかし、平成21年4月1日以降に授与された栄養教諭免許状と、それ以外の免許状の両方を有している場合は、表1の整理に従い、受講することとなります。

また、平成23年4月1日に56歳以上の者であっても、表2に該当する栄養教諭免許状を有する場合は修了確認期限が割り振られるため、講習を受講する必要が生じます。

◇ 栄養教諭免許状所持者の整理

○昭和30年4月2日以降の生年月日の者

- 例① 平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状のみを所持する場合  
→旧免許状所持者扱いとなり、授与日に基づく受講期間内に講習受講。(表2)
- 例② 栄養教諭免許状以外の教員免許状(中学校家庭等)を所持する者が、  
平成21年3月31日以前に、栄養教諭免許状を授与された場合  
→旧免許状所持者扱いとなり、授与日に基づく受講期間内に講習受講。(表2)
- 例③ 栄養教諭免許状以外の教員免許状(中学校家庭等)を所持する者が、  
平成21年4月1日以降に、栄養教諭免許状を授与された場合  
→旧免許状所持者扱いとなり、生年月日に基づく受講期間内に講習受講。(表1)
- 例④ 教員免許状を所持していない者が、  
平成21年4月1日以降に、栄養教諭免許状を授与された場合  
→新免許状所持者扱いとなり、免許状に10年間の有効期間が付く。

○昭和30年4月1日以前の生年月日の者

- 例⑤ 平成21年3月31日以前に、栄養教諭免許状を授与された場合  
→旧免許状所持者扱いとなり、授与日に基づく受講期間内に講習受講。(表2)
- 例⑥ 栄養教諭免許状以外の教員免許状(中学校家庭等)を所持する者が  
平成21年4月1日以降に、栄養教諭免許状を授与された場合  
→更新制の適用がないため、講習を受けずに今後も所持する免許状は有効。

## (2) 免許状の失効

### ① 更新講習の「受講義務がある者」の場合

更新講習の受講義務がある者（→p2資料1）は、修了確認期限までに修了確認を受けなければ、免許状が失効し、免許状を免許管理者に返納する必要があります。

ただし、免許状が失効した場合でも、更新講習を受講・修了し、免許状授与に必要な書類を添えて、新免許状の授与申請を行えば、有効な免許状を再取得できます。（改めて大学で単位を修得し直す必要はありません。）

なお、旧免許状は失効した際に返納しているため、再授与される免許状は有効期間の定められた新免許状となります。

### ② 更新講習の「受講義務がない者」の場合

更新講習の受講義務がない者は、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過しても、免許状は失効せず、免許状を免許管理者に返納する必要はありません。

ただし、修了確認期限後に教育職員（定義についてはp2資料1参照）となるには、その後更新講習を修了し、2年2ヶ月以内に免許管理者の確認（p21「改正法附則第2条第3項第3号の確認」）を受ける必要があります。

Q. 平成23年3月31日が修了確認期限である者が、平成23年3月30日まで講師として任用された場合、その者が修了確認を受けていなければ、免許状は失効するか。

A. 修了確認期限である平成23年3月31日の時点で、講師の任用が終わり受講義務がない者であれば、修了確認を受けずに修了確認期限を経過しても免許状は失効しません。ただし、教育職員になるためには、その後、更新講習を修了し、2年2ヶ月以内に免許管理者の確認を受けなければなりません。

Q. 非違行為を行った場合の失効とはどのように異なるのか。

A. ①更新講習を受講・修了しなかったことに基づく失効と、②教育職員免許法第10条、第11条に基づく失効は別のものです。②の場合はその後3年間は新たな免許状の授与を受けることはできませんが、①の場合は更新講習を受講・修了すればいつでも有効な免許状の授与を受けることができます。

表3 免許状の失効・再授与

	旧免許状			※新免許状
	受講義務あり	受講義務なし 受講資格あり	受講義務なし 受講資格なし	
例	現職教員等	実習助手等	パーパーティーチャー等	
失効	修了確認期限までに更新講習を受講・修了しなかった場合、失効	更新講習の受講義務がないため、修了確認期限を過ぎても失効しない	更新講習を受講できないため、修了確認期限を過ぎても失効しない	有効期間満了日までに講習を受講・修了しなかった場合、失効
免許状返納	免許管理者に免許状を返納	免許状を返納する必要なし	免許状を返納する必要なし	免許状を返納する必要なし
免許状の再授与	更新講習を受講・修了することによって、新たに有効な新免許状を再授与される。	更新講習を受講・修了すれば教壇に立つことができる。	教員採用内定を得る等、更新講習を受講可能となった後、講習を受講・修了すれば教壇に立つことができる。	更新講習を受講・修了することによって、新たに有効な免許状を再授与される。

### 3 免許状更新講習

免許状更新講習は、各自の修了確認期限の2年2ヶ月前からの2年間のうちに、以下のとおり30時間以上、受講・修了する必要があります。

- ① 必修講習（6時間以上）：全ての受講者が受講する領域の講習
- ② 選択必修講習（6時間以上）：受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域の講習
- ③ 選択講習（18時間以上）：受講者が任意に選択して受講する領域の講習

※ ②の選択必修講習については、所有する免許状の種類や勤務する学校の種類などにより、省令に規定された内容から受講者本人が選択して受講するものです。

※ ③の選択講習については、「教諭」対象、「養護教諭」対象、「栄養教諭」対象と、対象が区分され、自らの職に応じた講習を受講する必要があります。（→p11）

#### (1) 受講対象者

##### 資料2 免許状更新講習を受講できる者

- ① 教育職員（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師）
- ② 教員採用内定者
- ③ 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員
- ④ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者（→p2資料1の③に同じ）
- ⑤ 国、地方公共団体等の職員又は国立大学法人、公立大学法人、学校法人若しくは独立行政法人の役員若しくは職員で、④の者に準ずる者として免許管理者が定める者（→○県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国、福岡県又は福岡県内市町村の職員として在職している者  
○県内の学校を設置する学校法人の理事）
- ⑥ 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者（→文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員、少年院において教科を担当する職員、独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科の教員、学校教育等に係る専門的な指導・助言を行う文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官等）  
＜教育職員に任命又は雇用されることとなっている者に準ずる者（将来教育職員になる可能性が高いため、いつでも教壇に立てる状態にあることが必要な者）＞
- ⑦ 教育職員、校長、副校長又は教頭であった者であって、教育職員となることを希望する者
- ⑧ 認定こども園、認可保育所又は幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士
- ⑨ 教育職員に任用又は雇用されることが見込まれる者（→講師リスト登録者等）

〔受講対象者の例〕

○福岡県教育委員会に任用された小学校教諭で、現在、福岡県教育委員会の要請に応じ、引

き続き県内市町村の市首長部局の職員として勤務している者（→上記⑤に該当）

**（２）更新講習の受講対象者であることの証明**

免許状更新講習を受講できるのは、資料２（前頁）に掲げる者のみです。そのため、受講申込みの際に講習の開設者において、「受講対象者であることの証明」の確認が行われます。その場合の証明方法は以下のとおりです。

表４ 受講対象者の証明の方法

受講対象者の区分（前頁資料２）			証明の方法
教育職員 ・ 文部科学 省令で定 める教育 の職にあ る者	①	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、栄養教諭）	公立学校 校長の証明 *校長本人の場合は所管の教育委員会
			国立学校 校長の証明 *校長本人の場合は法人の長
		校長(園長)、副校長(副園長)、教頭	私立学校 校長の証明 *校長本人の場合は法人の長
		実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員、養護職員	共同調理場勤務の学校栄養職員 場長の証明 *場長本人の場合は所管の教育委員会
②	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者	③ 国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者	任命権者の証明 *各所属長の証明とする
		④ その他文部科学大臣が定める者	その者の任命権者又は雇用者の証明 *各所属長の証明とする
		⑤ 教員採用内定者	任用又は雇用予定の者の証明
		⑥ 教員勤務経験者	任用又は雇用していた者の証明
⑦	認定こども園、認可保育所又は幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	⑦	当該施設の設置者の証明
		⑧ 教育職員となることが見込まれる者（講師リスト登録者等）	任用又は雇用する可能性がある者の証明

※ 次頁に証明申請先の例について記載。

〔証明申請先の例〕

- 福岡県教育委員会に任用された教育職員で、現在、教育委員会等の要請に応じ、引き続き県市町村首長部局の職員として勤務する者（→前頁表4中の③に該当）
  - 任用先の県市町村首長部局（※各所属長の証明）
- 福岡県教育委員会に任用された元教員経験者（→前頁表4中の⑥に該当）
  - 〔市町村立学校勤務〕その学校を管轄する各教育事務所
  - 〔県立学校勤務〕 福岡県教育庁教職員課の県立学校係
- 各市町村教育委員会（政令市を含む。）に任用された元教員経験者（→前頁表4中の⑥に該当）
  - 任用元の市町村教育委員会
- 講師リスト登録者（→前頁表4中の⑧に該当）
  - 講師登録を行った先の各教育委員会、各教育事務所、各学校法人

### (3) 更新講習受講の流れ

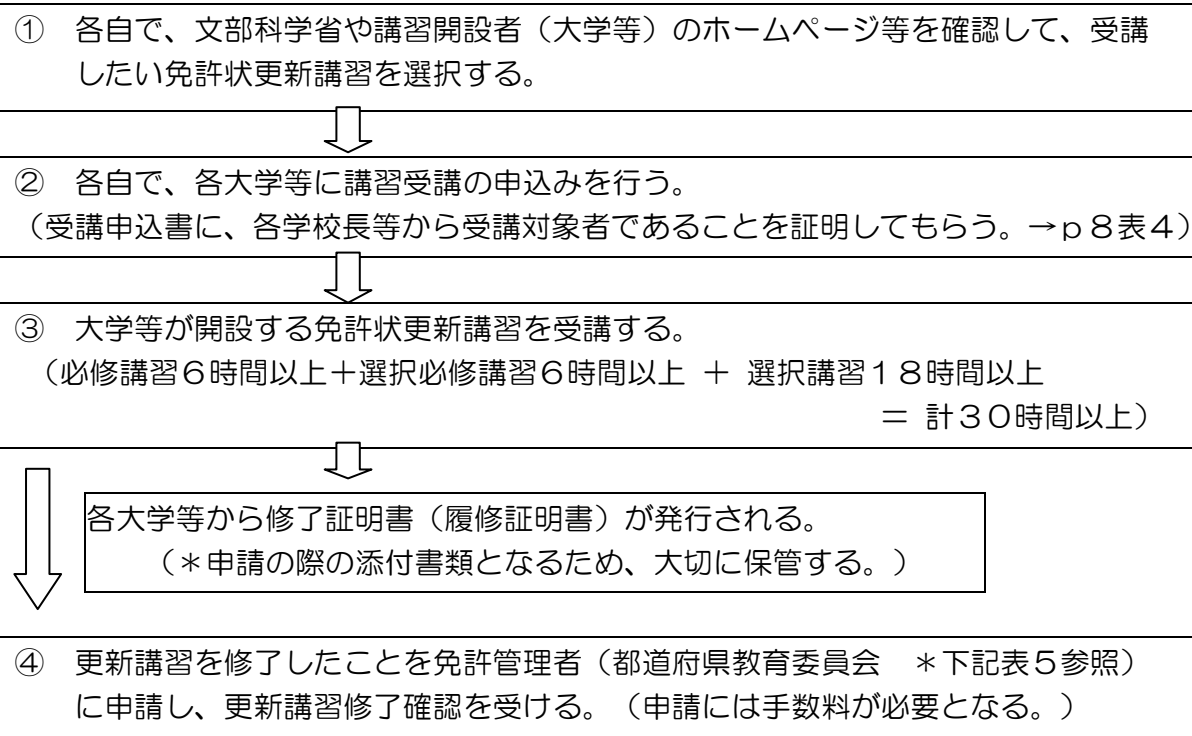


表5 「免許管理者」一覧

	勤務先	想定される職名の例	免許管理者
①	学校（幼、小、中、高、中等教育、特別支援）	校長（園長）、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、実習助手、その他学校に勤務する者	勤務地の都道府県教育委員会
②	教育委員会	教育長、課長、指導主事、人事管理主事、その他教育委員会に勤務する者	
③	教育委員会所管の教育機関	所長、課長、社会教育主事、その他教育委員会所管の教育機関に勤務する者	
④	首長部局・国立大学法人・公立大学法人・学校法人の役職員（教員として採用された者が出向等している場合）	理事長、教授、課長、その他教員として採用・任用された者で出向等をしている者	
⑤	首長部局・国立大学法人・公立大学法人・学校法人の役職員（④以外）	理事長、教授、課長、その他上記④以外の者	居住する住所地の都道府県教育委員会
⑥	上記①～⑤以外の者	国立青少年自然の家等独立行政法人等に採用された者、国立博物館職員、会社員、主婦、その他上記以外の者	

#### (4) 更新講習受講上の注意点

##### ① 受講する講習について

選択講習18時間以上(受講者が任意に選択して受講する領域)については、自らの「職」に応じた講習を受講する必要があります。

○教諭(助教諭、講師を含む。)の職にある者

→「教諭」が受講対象に含まれる講習を受講する

○養護教諭(養護助教諭を含む。)の職にある者

→「養護教諭」が受講対象に含まれる講習を受講する

○栄養教諭の職にある者

→「栄養教諭」が受講対象に含まれる講習を受講する

〔受講例A〕小学校教諭免許状と養護教諭免許状を所持し、「養護教諭」の職にある者  
→「養護教諭」が受講対象に含まれている講習を受講する必要がある。  
「教諭」のみが対象又は「栄養教諭」のみが対象の講習を受講しても、更新講習修了確認のための単位とはならない。

また、講習の選択に当たっては、教員免許更新製の趣旨に則り、主に用いている又は用いることとなると考えられる免許状に対応した免許状更新講習を受講することが望まれます。

〔受講例B〕小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(数学)を所持する高等学校の数学担当の教諭  
→「選択講習」については、「高等学校の数学に関する講習」や「高等学校における生徒指導や教育相談等の教育の充実に関する講習」等、現在の職、担当教科等に応じた講習の受講が望ましい。



② 複数の教員免許状を所持している場合

旧免許状所持者の場合、複数の教諭の免許状を所持する者であっても、30時間以上の更新講習を修了することにより、所持するすべての免許状について更新講習修了確認が行われたこととなります。

よって、左頁①〔受講例A〕のように、小学校教諭免許状と養護教諭免許状と2つの免許状を所持する場合も、その者の現在の「職」に応じた講習の修了がなされれば、30時間でいずれの免許状についても修了確認が行われます。

③ 講習の受講と更新に係る申請期間について

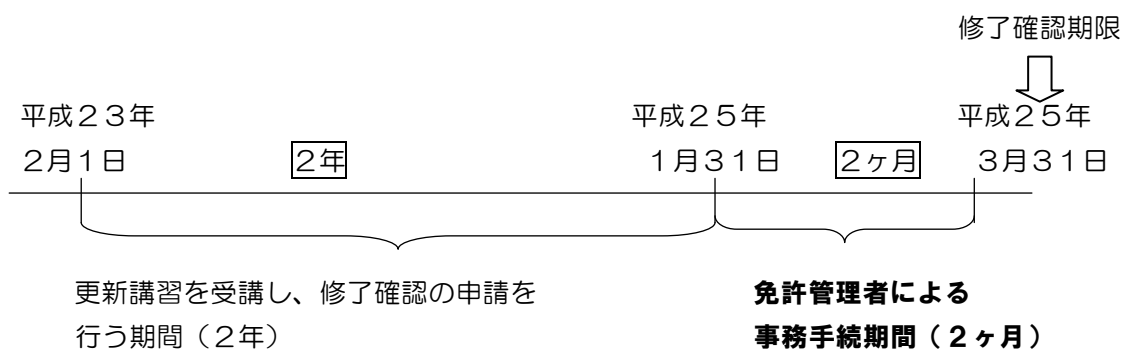
修了確認期限前の2ヶ月間は免許管理者による事務手続期間です。

この間は、更新講習修了確認に係る講習の受講や申請の手続を行うことができません。

したがって、更新講習の受講や、更新講習修了確認、講習受講の免除認定等の諸申請については、修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの間に終了しておく必要があります。（ただし、修了確認期限の延期の申請のみは、修了確認期限の2ヶ月前までであればいつ行うこともできます。→詳細はp16）

(例) 最初の修了確認期限が平成25年3月31日である者

→平成23年2月1日から平成25年**1月31日**までの間に免許状更新講習の課程の修了証明書を添えて申請します。平成25年2月1日以降は申請ができません。



## 4 更新講習の受講免除の認定

旧免許状所持現職教員で下記「資料3」に該当する者は、自らの更新講習受講期間に免許管理者（都道府県教育委員会）に申請することによって、講習の受講免除の認定を受けることが可能です。ただし、資料3に該当しても知識技能が不十分な場合は免除が認められません。

### 資料3 講習の免除対象者

- ① 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭又は指導教諭
- ② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者（→②に掲げる事務に従事する者のうち、県内公立学校の教育職員であった者）
- ③ 免許状更新講習の講師  
（ただし、自らの更新講習受講期間内での講師経験者に限る。）
- ④ 地方公共団体の職員又は幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校を設置する国立大学法人又は学校法人の役員若しくは職員のうち、上記②③に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者  
（→○県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者で、任命権者の要請に応じ、県教育委員会等又は県内公立学校から引き続き、福岡県又は福岡県内の市町村の職員として在職し、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者  
○県内の学校を設置する学校法人の理事）
- ⑤ 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等であって免許管理者が指定したものを受けた者（→下記参照）
- ⑥ その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者（→いわゆる「予備講習」受講者で平成23年3月31日が修了確認期限である者、文部科学省又は国立教育政策研究所の調査官のうち、学校教育又は社会教育に係る専門的な指導助言を行っている者等）

※⑤については、以下の表彰が該当します。ただし、部活動指導による表彰の場合は対象となりません。

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| ○文部科学大臣教育者表彰             | ○文部科学大臣優秀教職員表彰 |
| ○福岡県優秀教職員表彰              | ○福岡県マイスター表彰    |
| ○福岡市優秀な教員表彰              |                |
| ○北九州市優れた教育活動を実践している教員の表彰 |                |

なお、免除事由があることを判断する時期については、以下のとおりです。

〔①、②、④の事由について〕

免除申請を行った時点を基準に判断します。例えば、更新講習受講期間の1年目に指導主事であった者が、受講期間2年目に教諭の職にある場合、1年目に申請を行えば免除の対象となりますが、2年目に申請した場合は免除の対象となりません。

〔⑤の事由について〕

表彰を受けた日が修了確認期限の10年前～2ヶ月前までの期間内であれば免除が認められます。（免除の対象となるのは、表彰を受けた後の更新（修了確認）1回分です。）

また、更新講習の受講免除の認定に当たっては、申請の際に、免除事由の証明が必要となります。その場合の証明方法は以下のとおりです。

表6 講習の受講免除の証明の方法

免除事由の区分		証明の方法
①	校長(園長)、副校長(副園長)、 教頭、主幹教諭、指導教諭	公立学校 校長の証明 *校長本人の場合は所管の教育委員会
	国立学校	校長の証明 *校長本人の場合は法人の長
	私立学校	校長の証明 *校長本人の場合は法人の長
②	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者	任命権者の証明 *各所属長の証明とする
③	免許状更新講習の講師	講習開設者の証明
④	地方公共団体の職員等で、上記②③の者に準ずる者として免許管理者が定める者	任命権者又は雇用者の証明 *各所属長の証明とする
⑤	優秀教員表彰者 マイスター表彰者	表彰状(写し)の添付
⑥	その他文部科学大臣が定める者	その者の任命権者又は雇用者の証明

〔証明申請先の例〕

○福岡県教育委員会に任用された教育職員で、現在、教育委員会等の要請に応じ、引き続き  
 県市町村部局の職員として勤務する者(上記④に該当)

→任用先の県市町村部局の証明(※各所属の所属長証明)

○教育委員会の出先機関において社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者(上記②に該当)

→教育委員会の出先機関の所属長証明

## 5 修了確認期限の延期

旧免許状所持現職教員が、更新講習を受講すべき時期に、やむを得ない事由により免許状更新講習の課程を修了できないと認められる時は、免許管理者（都道府県教育委員会）に申請することによって、修了確認期限を延期することができます。また、修了確認期限の延期期間を変更する場合には、再度手続きを行う必要があります。

延期を行った場合においても、更新講習の受講ができるのは延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前～2ヶ月前までの間となります。この期間外に受講した講習については履修認定ができないので御注意ください。

### （1）修了確認期限の延期事由

資料4 修了確認期限の延期事由（やむを得ない事由）

- ① 指導改善研修中であること
- ② 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること
- ③ 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
- ④ 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること
- ⑤ 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること
- ⑥ 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状や有することを必要とされる免許状を有している者に限る。）（→大学院修学休業等によるもの）
- ⑦ 教育職員として任命され、又は雇用された日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること
- ⑧ 上記の他、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること
- ⑨ 平成21年4月1日以降に普通免許状及び特別免許状の授与を受けたこと
- ⑩ 修了確認期限が、有する普通免許状及び特別免許状のうち最新の免許状の授与の日の翌日から起算して10年を超えない日であること
- ⑪ 初回の修了確認期限が平成23年3月31日である者であって、平成22年12月31日までに講習の課程を修了していない者であること

※①の場合を除き、上記の該当事由がある場合も、延期の手続を行わずに当初の修了確認期限に応じて更新講習を受講・修了することが可能です。

なお、延期の手続をした場合、年度の途中などに修了確認期限が設定されることがあるため、免許状の失効をしないように各々が注意を払う必要があります。

修了確認期限の延期の申請は、修了確認期限の2ヶ月前であれば、いつ行うこともできます。（修了確認期限の2年2ヶ月前から修了確認期限を超えて海外に派遣される場合も想定されるため。）

また、申請の際には延期事由の証明が必要となり、その証明方法は以下のとおりです。

表7 修了確認期限の延期の証明の方法

受講義務者		延 期 事 由					新たな免許状の授与
		指導改善 研修中	休職中、病気休暇、 産休、育休、介護 休暇	在外教育施 設等での教 育従事等	専修免取得 のための大 学院在籍	教員とな り2年2ヶ 月未満	
教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭、栄養教諭）校長（園長）、副校長（副園長）、教頭	公立学校	任命権者の証明	校長の証明 ※校長本人の場合は所管教育委員会	任命権者の証明	在学証明書の添付	任命権者の証明	新たに授与された免許状（写し）の添付
	国立学校	—	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長	法人の長の証明	在学証明書の添付	法人の長の証明	
	私立学校	—	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長	法人の長の証明	在学証明書の添付	法人の長の証明	
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者	—	任命権者の証明 *各所属長の証明とする	任命権者の証明	在学証明書の添付	—		
国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者	—	任命権者又は雇用者の証明 *各所属長の証明とする	任命権者又は雇用者の証明	在学証明書の添付	—		
その他文部科学大臣が定める者	—	任命権者又は雇用者の証明	任命権者又は雇用者の証明	—	—		

## （2）延期が認められる期間

延期が認められる期間は事由ごとに異なり、以下のとおりとなります。

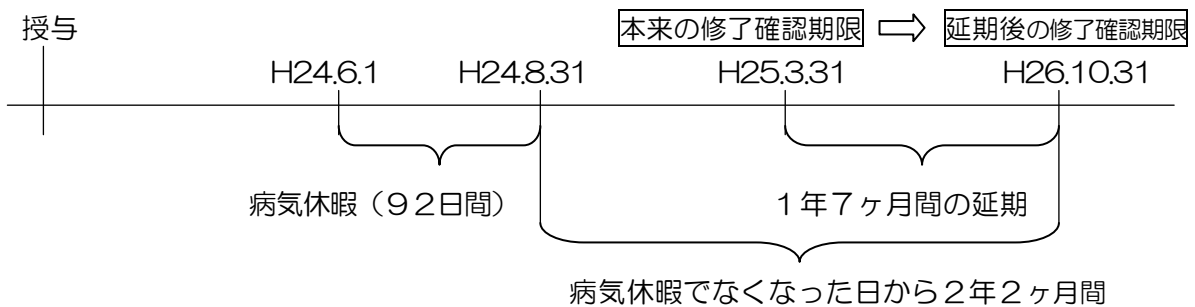
※資料4は前頁に掲載

事 由	延期が認められる期間
資料4の①～⑥、⑧の場合	やむを得ない事由がなくなった日から起算して2年2ヶ月を超えない範囲内
資料4の⑦の場合	教育職員として任命され、又は雇用された日から起算して2年2ヶ月を超えない範囲内
資料4の⑨、⑩の場合	所持する普通免許状及び特別免許状の授与の日（免許状を複数有する場合には、各免許状の授与の日のうち最も遅い日）の翌日から起算して10年の範囲内
資料4の⑪の場合	2ヶ月の範囲内

### (3) 修了確認期限の延期の主なパターン

#### ケース1 病気休暇を取得した場合

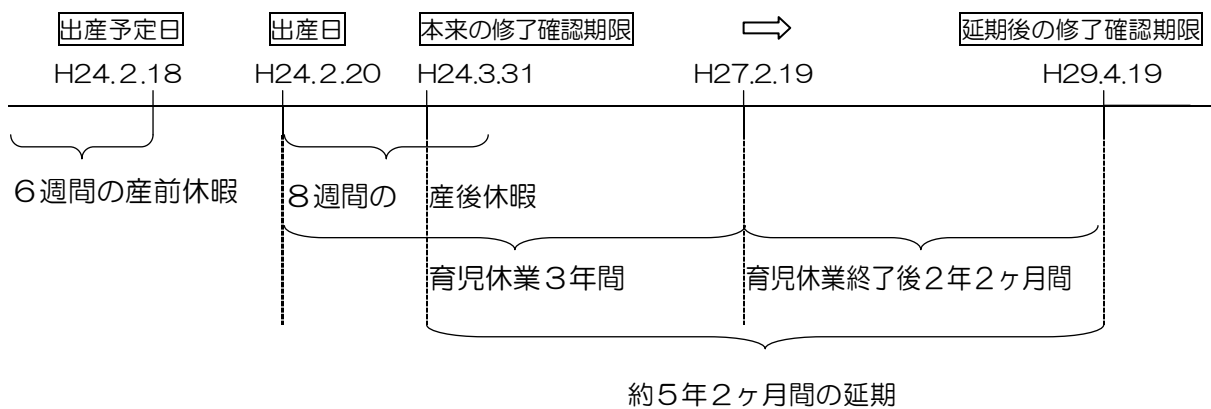
(例) H25.3.31が修了確認期限の教諭が、92日間の病気休暇を取得した場合。



H25.4.1 ~ H26.10.31 の期間内で、修了確認期限を延期することができる。H26.10.31 が修了確認期限の場合、更新講習受講期間は「H24.9.1~H26.8.31」となる。

#### ケース2 産前・産後休暇の取得後、育児休業した場合

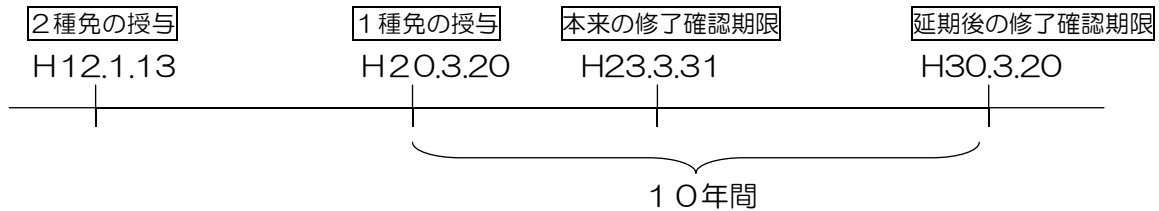
(例) H24.3.31が修了確認期限の教諭が、出産予定日から起算して6週間前に産前休暇を取得、出産の後8週間の産後休暇を取得するとともに、満3歳までの期間の育児休業を取得した場合。



H24.4.1 ~ H29.4.19 の期間内で、修了確認期限を延期することができる。H29.4.19 が修了確認期限の場合、更新講習受講期間は「H27.2.20~H29.2.19」となる。

### ケース3 新たに免許状の授与を受けた場合

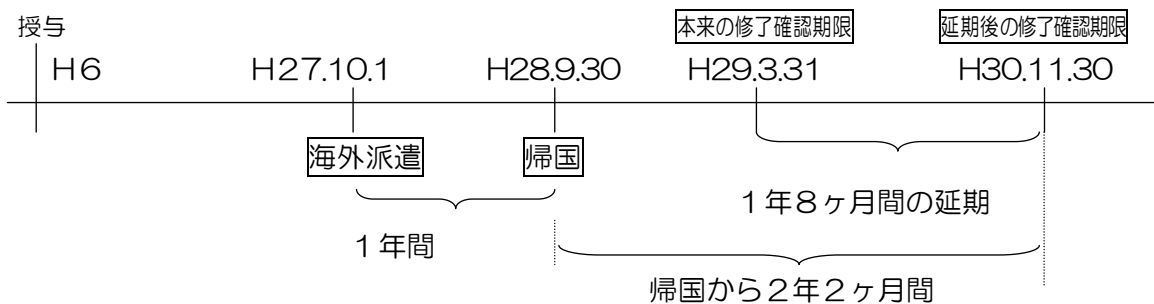
(例) H23.3.31が修了確認期限の教諭が、H12.1.13に2種免許状を授与され、H20.3.20に1種免許状を授与された場合。(免許の上進)



H23.4.1～H30.3.20 の期間内で、修了確認期限を延期することができる。更新講習受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前～2ヶ月前の期間となる。

### ケース4 在外教育施設に派遣を命じられた場合

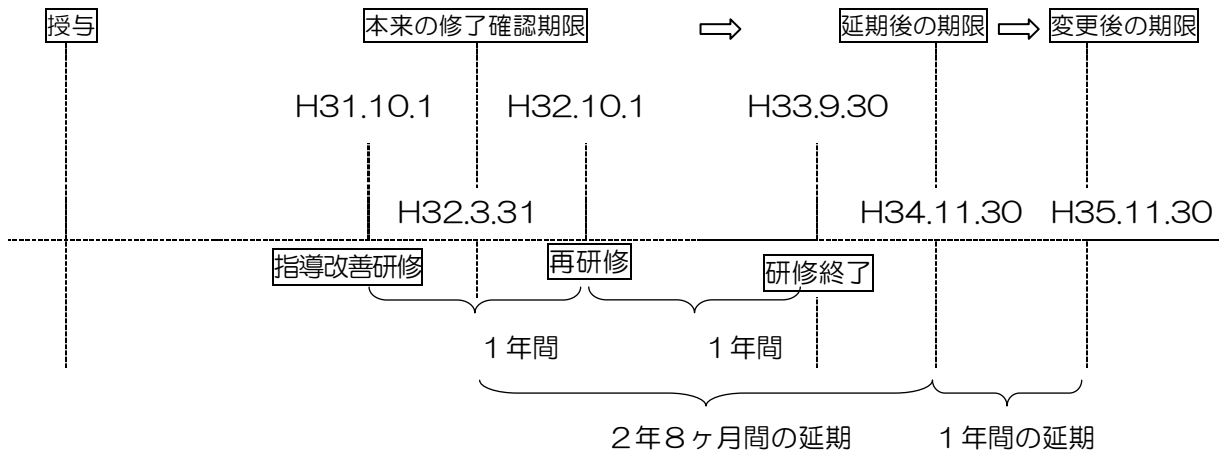
(例) H29.3.31が修了確認期限の教諭が、在外教育施設に派遣(1年間)を命じられた場合。



H29.4.1～H30.11.30 の期間内で、修了確認期限を延期することができる。H30.11.30 に修了確認期限を延期した場合、更新講習受講期間は「H28.10.1～H30.9.30」となる。

**ケース5 指導改善研修を再受講になった場合（延期期間の変更の例）**

（例）H32.3.31が修了確認期限の教諭が、H34.11.30に修了確認期限を延期し、さらにその1年後に修了確認期限を延期した場合。



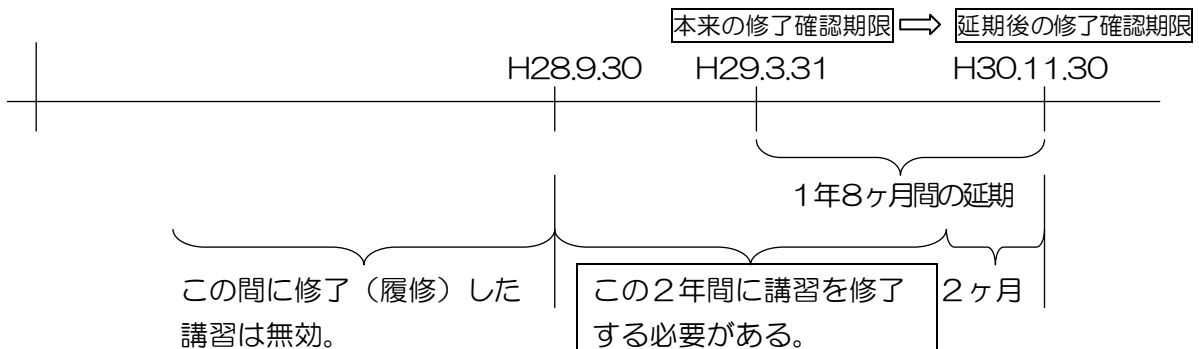
※ 修了確認期限の延期にあたっての注意点

更新講習修了確認を受けるためには、延期後の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に講習を修了する必要がある、30時間未満の講習を複数「履修」する場合には、それぞれの講習の「履修認定日」が当該期間内に含まれる必要があります。

このため、講習の一部を既に履修した後で、延期の手続を行う場合、先に履修した講習の履修年月日が、延期後の修了確認期限の前2年2ヶ月に含まれない場合には、当該講習の履修は、更新講習修了確認に使用できません。（講習の履修認定日が、修了確認期限の2年2ヶ月前に含まれるように修了確認期限の延期の設定を行えば、使用できます。）

（→下図参照）

（例）修了確認期限を、平成29年3月31日から平成30年11月30日に延期した場合





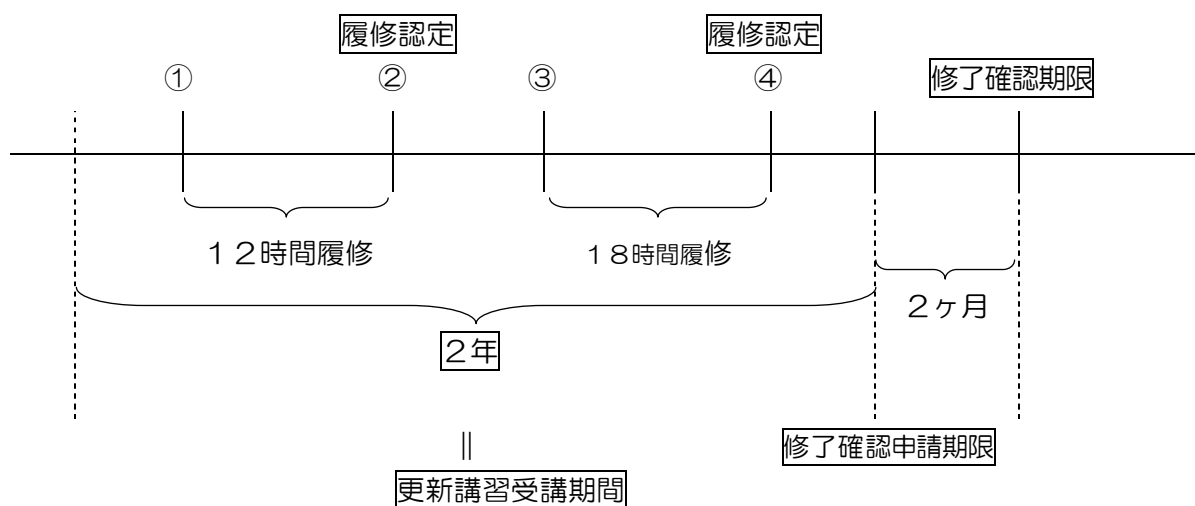
〔参考〕 更新講習の受講期間内に修了したかどうかの判断について

この判断については、「履修認定日」を基準にして行います。

そのため、当該期間の開始前に受講開始された場合であっても、開設者による履修認定日が当該期間内にあれば更新講習の修了確認が可能です。

ただし、30時間の講習を、例えば、6時間、6時間、18時間のように複数の講習毎に「履修」する場合には、それぞれの講習の「履修認定日」が当該期間内にあることが必要となります。

例えば、以下のような場合は、修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に②及び④の日が含まれている必要があります。



## 6 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認

旧免許状所持者のうち、更新講習の受講義務がない者が、修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後に講習を受講・修了し、「講習の課程を修了した後2年2ヶ月内にあること」についての確認を免許管理者から受けなければ、教育職員になることができません。この確認のことを、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認」（以下「改正法附則第2条第3項第3号の確認」という。）と言います。

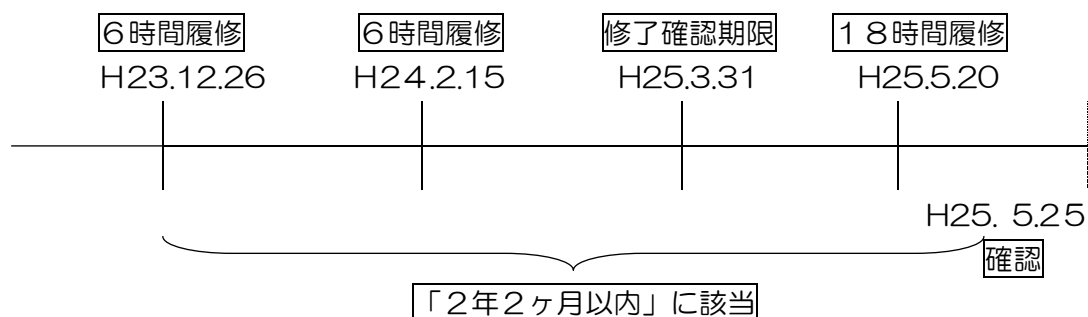
- 〔例〕平成25年3月31日が修了確認期限である実習助手が、修了確認期限までに、免許管理者からの修了確認を受けなかった。
- 講習を受けずに修了確認期限が過ぎても、免許状は失効しない（受講義務がないため）が、教育職員となることはできない。
  - 更新講習を修了し、改正法附則第2条第3項第3号の確認の申請を行い、修了後2年2ヶ月以内にあることの確認を免許管理者（→p10表5参照）から受ける。
  - 次の修了確認期限までの間、教育職員となることができる。
- （次の修了確認期限は、「確認を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日」となる。）

Q. 修了確認期限の経過前に履修した講習をもって、修了確認期限の経過後に改正法附則第2条第3項第3号の確認を受けることは可能か。例えば、

- ・ 平成23年12月26日に6時間の講習を履修
- ・ 平成24年2月15日に6時間の講習を履修
- ・ 平成25年3月31日に修了確認期限を経過
- ・ 平成25年5月20日に18時間の講習を履修

した場合、平成25年5月25日に改正法附則第2条第3項第3号の確認を受けることができるか。

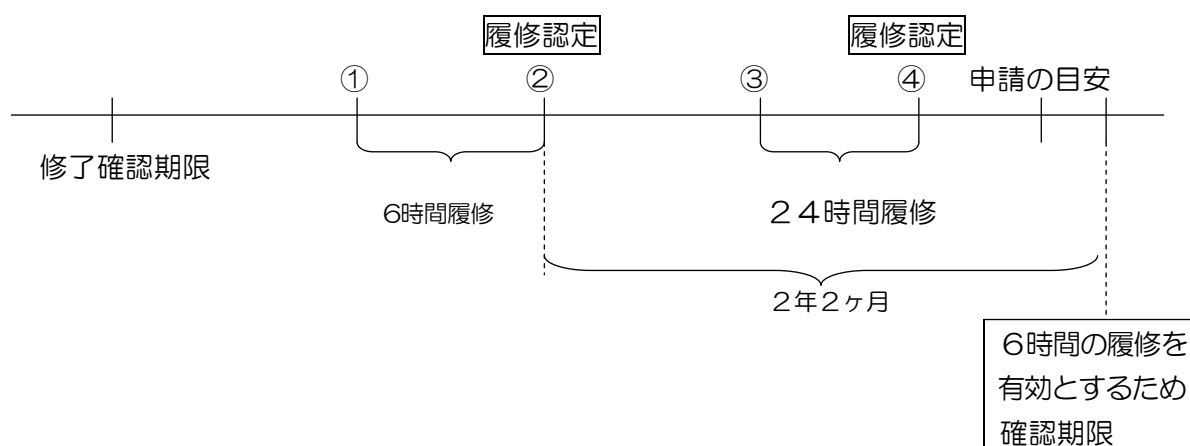
A. 平成25年5月25日は、最初の履修（平成23年12月26日）から、最後の履修（平成25年5月20日）の日を含んで2年2ヶ月以内であるため、当該確認を受けることが可能である。（下図参照）



## ※ 修了の起算点について

「修了から2年2ヶ月」の起算点については、30時間の講習を受講する場合（1講習で30時間を扱うもの）には、修了認定日を基準とする。ただし、6時間、24時間の複数の講習を受講する場合には、最初の履修認定の日を基準とする。

例えば、以下のような場合は、②の時点から起算して、2年2ヶ月以内（この期間中に④の日が含まれていることが必要）となる。



※ 「改正法附則第2条第3項第3号の確認」に要する事務手続期間を考慮の上、この確認を受けたい日の2ヶ月前までの申請を目安とすること。